

# 気をつけて！ こんなトラブル増えています



## 架空請求(不当請求)

「アダルトサイトや動画閲覧サイトの利用料金の未払いがある」などと、携帯電話・スマートフォンなどにショートメール（電話番号を利用したメール）が届き、料金を支払ってしまうケースや、連絡先に電話して個人情報を伝えてしまうケースが後を絶ちません。

身に覚えがないなら連絡はせず、無視をすることが一番の解決方法です。

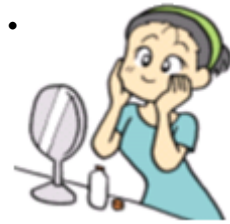


## 知らないうちに継続購入

「今だけ半額キャンペーン!」「お試し価格!」の広告を見て、1回だけのつもりで美容クリームや健康食品を購入したが毎月商品が届く、という相談が多いです。

特にスマートフォンだと画面が小さいので見づらかったり、最後までスクロールしないと詳細が出てこない場合があります。

購入の際は、購入・返品条件をよく確認しましょう



## SNSがきっかけでトラブルに

SNS上の広告、SNS上で知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル、SNS上で知り合った相手との個人間取引のトラブルが中高「生」だけでなく中高「年」でも増えています。

SNSは便利なコミュニケーションツールですが、思いがけず消費者トラブルに巻き込まれることがあります。

SNSを安全に利用するために、SNSのリスクも認識しましょう。



## 通信契約の電話勧誘

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光コラボの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていたり、実際に安くならないことがあります。

勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。



## 令和元年度消費生活相談状況（契約当事者）

年代別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不明	合計
人数	4人	16人	23人	48人	51人	79人	139人	46人	18人	424人
比率	1%	4%	5%	11%	12%	19%	33%	11%	4%	100%

## 令和元年度消費生活相談内訳(ベスト5)

第1位	架空請求 など	119件	身に覚えのない請求・無料のはずが費用請求 など
第2位	通信関係	61件	携帯電話・プロバイダ・光通信の契約 など
第3位	債務	50件	借金・多重債務 など
第4位	工事関係	30件	塗装工事・自宅新築工事・防蟻工事などのトラブル
第5位	通信販売	28件	定期購入・通信販売などのトラブル

**急増中!!**



「契約を見直せば電気料金が安くなる」!?

「電気の契約を見直しすれば安くなる。電気料金の明細を教えてください」と事業者から電話があった。よくわからずに言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると、電力会社を変えるつもりはなかったのに、いつの間にか契約の切り替え手続きがされていた。という相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

ひとこと助言… 検針票の記載情報は安易に教えない!!

電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。切り替えに必要な住所や供給地点特定番号等の情報は、現在契約している会社が発行する検針票に記載されています。検針票の記載情報を伝えたと、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたというケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。

「電気料金が安くなる」などと電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要なければきっぱり断りましょう。

**不審な電話は要注意! 知人・警察・消費生活センターに相談しましょう**

# 悪質商法の被害に遭わないための10か条 ～甘い言葉にだまされないための心がまえ～

## 1. 身分と用件をしっかり確認

- ◎ 悪質な業者は身分を偽ったり、販売目的であることを隠したりします。「たまたま通りかかった」だけで、家の不具合が見抜けるでしょうか。用件はしつこく聞きましょう。

## 2. 家の中に入り込ませない

- ◎ 内部を見て不安をあおり、不要な契約をもちかけられる場合があります。外に出ず、インターホンで対応しましょう。

## 3. うますぎる話には乗らない

- ◎ うますぎる話ほど要注意！

## 4. 財産の話は他人にしない

- ◎ 悪質な業者は大切な財産を狙っています。



## 5. 毅然とした態度で断る

- ◎ 断るとき→「いいません」とはっきり言って断りましょう。

## 6. しつこい相手には、110番

## 7. 一人で悩まないで、第三者に相談

- ◎ 家族や友人、消費生活センターに相談しましょう。

## 8. サインは契約書をよく読んでから

- ◎ 話と契約書に書いてある内容が違っていることがあります。

## 9. 契約してもお金の支払いはあと払いに

- ◎ 「後で解約すればいい」と思っても、解約できなくなることがあります。その場で契約・支払いは避けましょう。

## 10. 知識を身につける

- ◎ 相手はだましのプロ。出前講座を受け、油断せず賢い消費者としての知識を身につけましょう。

悪質商法にひっかかってしまった…

つい、うっかり契約をしてしまった…

## まずは、クーリング・オフ！

クーリング・オフとは、訪問販売などで購入した場合、一定期間以内（書面受領日を含めて8日間）であれば無条件で解約できる制度です。

\*（注）クーリング・オフ期間は、取引内容によって異なる場合があります。

### はがきの書き方

裏	表
<p>クーリング・オフ通知書</p> <p>契約年月日 令和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>書面受領日 令和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>商品名 □□□□□</p> <p>契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>販売会社名 □□株式会社〇営業所</p> <p>担当者〇〇様</p> <p>右記の申込みは取り消し、契約を解除します。</p> <p>令和〇〇年〇月〇〇日</p> <p>住所 蓮田市〇〇丁目〇番〇〇号</p> <p>氏名 〇〇〇〇</p>	<p>〇〇市〇〇町〇〇番地</p> <p>□□株式会社〇〇支店</p> <p>代表者 △△△△様</p> <p>□□□□ □□□□</p> <p>□</p>

注意点 ① はがきの両面をコピーして保管 ②簡易書留郵便で出す  
③ 8日目の消印有効 ④ クレジット契約を結んでいるときは、  
販売会社とクレジット会社にはがきを出す



困った時は…

- ・ 蓮田市消費生活センター（市役所 商工課内）

相談日… 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日（消費生活相談）

火曜日（多重債務相談）午前10時～正午、午後1時～3時半

電話 768-3111 内線248（商工課内）

- ・ 岩槻警察署生活安全課

電話 757-0110